被害者支援

ニュース



■巻頭言 ………被害者のニーズに応えるために~犯罪被害者支援に特化した

条例制定を目指して 1

■特集 …………犯罪被害者支援の特化条例を全国の自治体に! 2~6

■寄稿 ………被害者参加制度について 7

■お知らせ 8 ■編集後記 8

第31号

2020.3.19 発行

公益社団法人 全国被害者支援ネットワーク

〒113-0033 東京都文京区本郷 2-14-10 東京外国語大学本郷サテライト 6 階 TEL 03-3811-8315 FAX 03-3811-8317 ホームページ http://www.nnvs.org/ Twitter 公式アカウント @ nnvs_org

巻頭言

被害者の二一ズに応えるために ~犯罪被害者支援に特化した条例制定を目指して



全国被害者支援ネットワーク顧問 京都大学大学院総合生存学館特任教授 ● 安田 貴彦

被害者支援のいま

本年は、我が国初の犯罪被害者のための法律である犯罪被害者等給付金支給法が1980年に制定されて丸40年になります。以来今日まで研究者、民間団体、行政等様々な方々の努力により、そして何よりも被害当事者の方々の勇気ある発言や行動により、我が国の被害者支援は目覚ましく発展し、とりわけ犯罪被害給付制度や、刑事手続における被害者保護及び権利の確立については、大きな論点は一応の決着を見たといえるまでに充実してきました。

とはいえ、残された課題も少なくありません。特に、被害者の多様なニーズに応えて、中長期にわたり必要な支援が途切れることなく提供されるためには、被害者が生活するそれぞれの地域社会において被害者支援の確固とした基盤が整備される必要があります。

条例の制定状況

そのために今最も求められていることの一つが、犯罪被 害者支援に特化した条例の普及です。2019年4月末現在、 33都道府県、11政令指定都市、501市区町村で何らかの 被害者支援のための条例が制定されています。2016年4 月に策定された第3次犯罪被害者等基本計画は、初めて「条 例上について言及しましたが、同計画スタート時に比べ、市 区町村レベルで約14%増加しました。最近も長崎県や青森 県で制定されるなど着実に前進しています。しかし、被害者 にとって最も身近で直接的に様々な行政サービスを提供す る市区町村での条例制定が全体の約29%にとどまってい る現状は、なお道半ばと言わざるを得ません。しかも、防犯 を主な目的とした生活安全条例の中に被害者支援について も盛り込むような形ではない、被害者支援に特化した条例 に限ってみると、2020年1月末現在、290市区町村(ネッ トワーク調査)で、全体の約17%に過ぎませんし、その中 には単に見舞金支給についてのみ規定しているなど決して 十分な内容とはいえない条例も含まれています。

特化条例を目指して

こうした現状から一歩踏み出し、全自治体で被害者支援に特化した条例を実現するための簡単な正解はありませんが、まずは先行する好事例に学ぶとともに、単にそれに倣うのではなく、各地域や自治体の実情をしっかりと踏まえて、首長や議員、行政の担当者、そして地域住民の方々に、なる

ほどそれは必要だね、と得心していただけるよう、条例の意義やメリット、条例でなければできないことを丁寧に説明していくことでしょう。また、関係者の中に消極的な方々がいらっしゃるのであれば、条例に前向きになっていただけていない理由や背景をよく見極めて、その疑問を解きほぐしていく地道な努力も求められます(特化条例の必要性等については、昨年11月28日に開催された犯罪被害者週間行事栃木大会において、基調講演及びパネルディスカッションで詳しく解説させていただきました。警察庁のウェブサイトや、近日中に関係機関に配布される予定の冊子をご参照いただければ幸いです。)。

また、あまりに詳細な事項を盛り込もうとしたり、独自色を出すことにこだわり過ぎたりすることも、かえって条例制定を遅らせる一因になりかねません。条例の目的、自治体等の責務、行政各分野の被害者支援における役割、多機関連携が機能する仕組み、計画の策定・公表・検証、民間団体への支援など、必要不可欠な事項が適切に規定されていれば、まずは条例が成立することを優先してもいいのかも知れません。仮に先例があったとしても、実効性が確認できていないような規定を模倣する必要もありません。

さらには、条例ができた後も重要です。条例ができたとしても、被害者のニーズに応えるサービスの向上や、被害者支援の基盤整備として具体化されなければ意味がありません。できたことでほっと一息つかないで、条例制定で盛り上がった機運を直ちに被害者支援の認知度を向上させるための広報啓発活動、行政の計画の策定や具体的な施策の実現に向けての要望・提言、センターへの支援の獲得等々に結び付け、せっかくできた条例は「使い倒す」ぐらいの気持ちで実際の被害者支援に活かしていくことが求められます。

地域の力で条例を

条例は、地域社会に生きる住民が、被害者の問題を自分自身の問題として捉え、被害者に対する連帯共助の精神を表明するものであり、国の指示命令で作るものでもなければ、地域以外の誰かが作ってくれるものでもなく、地域住民の決意、総意によって制定されるものです。各センターが運動の中心となって、全国各地の条例制定にご尽力いただけることを心よりご期待申し上げます。



犯罪被害者支援の特化条例を全国の自治体に!

犯罪被害に遭われた方やそのご家族、ご遺族(以下、犯罪被害者等)が全国どこでも安心して安全に暮らせ、必要なだけ質の高い支援を受けられる基盤として、全国の自治体で「犯罪被害者支援に特化した条例(特化条例)」の制定が求められている。全国被害者支援ネットワークは「第4期3年計画」で条例化の推進を掲げており、「全国犯罪被害者支援フォーラム2019」や「秋期全国研修会」でも必要性が強調された。とはいえ、実際に特化条例が制定施行された自治体はまだまだ少ない。そこで「特化条例を全国の自治体に!」との願いを込めて条例づくりを後押しする特集を組んだ。【第1部】では、犯罪被害者支援に造詣の深い5人の方から、全国のモデルとなる先進的な条例を推奨していただく。【第2部】では、全国の支援センターへのアンケートをもとに、特化条例への取り組みや活動などを紹介する。

【第1部】「私のイチ押し条例」~5人の識者から

犯罪被害者支援に精通した弁護士の伊東秀彦さん、福祉専門職で民間被害者支援の現場も熟知している大岡由佳さん、ジャーナリストの小田克朗さん、刑法学・被害者学の川本哲郎さん、交通事故ご遺族で犯罪被害者団体ネットワーク「ハートバンド」運営委員の鴻巣たか子さんから、それぞれ「イチ押し条例」とその推奨理由、さらに特化条例づくりが進みつつある現状についてのコメントを寄稿していただいた。

※文中、1)は推奨する条例の名称と推奨理由 2)は特化条例をめぐる現状へのコメント。誌面の体裁や紙数の都合により、原文の一部を省略や加工など改変したことをお断りします。掲載は50音順



伊東 秀彦さん

弁護士、千葉県弁護士会犯罪被害に関する委員会委員長、法務省犯罪被害者等の更生保護の在り方を考える検討会構成員。平成6年、当時19歳の兄を留学先のアメリカでの強盗殺人で亡くしており、犯罪被害者遺族でもある。

1)

〇埼玉県犯罪被害者等支援条例

犯罪被害者等基本法では、各機関が連携協力しなければならないとしているところ(第7条)、同条例では、県のみならず、市町村や民間支援団体等の関係機関が連携・協力しながら支援を途切れることなく行っていくことが不可欠との認識の元、実現に必要な県全体の支援体制の整備が規定され(第3章 犯罪被害者等支援の推進体制の整備)、実際に支援体制が整備されていると感じる。

干葉県弁護士会犯罪被害に関する委員会では、平成31年2月に埼玉県を訪問し、条例制定後の支援体制の整備等の取り組みなどを視察した。埼玉県では条例制定をきっかけに犯罪被害者等支援担当の専従職員を増員したり、市町村への支援として研修会を開催するなどの具体的な取り組みが行われていた。特に市町村への支援の一環として、社会福祉協議会における支援制度の利用に関する講演会を実施するなど、関係機関との連携が実際に図られている実情があった。

このように、条例の内容はもとより、制定後の運用・関係機関との連携が上手く実現されている状況がある。

〇三重県犯罪被害者等支援条例

弁護士として犯罪被害者等支援活動をするにあたっては二次被害の防止を念頭に置くところ、同条例では、防止すべき「二次被害」について定義規定が置かれている(2条4号)。その上で、二次被害を防止して犯罪被害者等の安全を確保するため、一時保護・施設入所による保護・防犯に係る指導及び助言・個人情報の適切な取り扱いの確保その他の必要な施策を講じることや、県営住宅への優先的な入居等が規定されている(19条・20条)。加えて、県が事業者に対して二次被害防止の取り組みなどの支援を促進できるように情報提供等の施策を講じて犯罪被害者

等の雇用の安定を図ることや、犯罪被害を考える週間を設け、県民の理解を深め、二次被害を防止すること、二次被害を防止するための学校教育の促進なども規定されている(21条・22条・23条)。

このように、犯罪被害者等支援に不可欠な二次被害の防止が明示されている。なお、三重県条例は、被害者遺族から知事への手紙が制定のきっかけになったとのことである。そのご遺族や上記手紙を受けてからの県の熱意、その熱意に裏打ちされた制定までのスピードや条項の充実にも注目している。

〇京都市犯罪被害者等支援条例

犯罪被害者等基本法では、地域の状況に応じた施策の 策定及び実施を地方公共団体の責務としているところ(第 5条)、同条例では、京都市に大学等が多い地域特性から、 大学等と連携して犯罪被害者等の支援に関する啓発・人 材育成に取り組むよう努力するとの規定が置かれ(14条)、 支援に関する講座を開催するなどしている。

また、外国人を含めた観光客が多い地域特性から、市内で犯罪に遭った観光旅行者その他の滞在者に対して、民間支援団体・大学等と連携して相談等必要な施策を行うとの規定が置かれ(15条)、他府県の観光客に対して電話相談支援等を行ったり、外国人の犯罪被害者等への通訳を派遣するなどの取り組みを行っている。

このように、京都市の地域特性を活かした他の条例では見られない取り組みが行われているという特色がある。

2) 犯罪被害者等基本法は、基本理念として、犯罪被害者等が個人の尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するとした上、犯罪被害者等の状況などに応じた適切な支援が講ぜられ、また、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう講ぜられるものとする、などの旨を謳う。そして、基本法5条は地方公共団体の責務として、基本理念にのっとり施策を策定し実施せよとする。

犯罪被害者等支援を実質化していくためには、犯罪被害者等(住民)にとり身近な存在である地方公共団体が生活支援や住民への啓蒙などについて役割を果たすことが不可欠であり、そのためには、民主的基盤を有し、確実性及び継続性を担保する条例の存在が必要である。

したがって、条例が活性化している状況は望ましく、私が生活する千葉県をはじめ、さらに各自治体にその動きが波及することを願っている。



大岡 由佳さん

武庫川女子大学短期大学部心理・人間 関係学科准教授。大阪市犯罪被害者等 支援条例制定懇話会委員のほか、警察 庁・交通事故被害者サポート事業検討 会委員、兵庫県・地域安全まちづくり審 議会委員などを務めている。 1)

〇大阪市犯罪被害者等支援に関する条例(仮称、素案)

大阪市では、能動型の新しいタイプの条例制定を目指し、「被害発生初期段階における支援」を行うことを条例案(2020年春施行予定)に盛り込みました。一般的な支援のパターンは、被害者が支援をしてほしいと申告をして、支援が始まるというものです。大阪市が目指す支援は、迅速な支援です。事件事故直後から、被害者の了承が得られれば、市に情報提供がなされ、市から犯罪被害者等に直接連絡をしてアプローチを行うというものです。

身体犯(殺人、強盗致死傷、傷害致死等、全治1か月以上の傷害等)、性犯罪(強制性交等罪の刑法に規定する身体犯)、重大な交通事故(ひき逃げ、危険運転致死傷、交通死亡事故等)がその支援の対象となっています。

大阪市の条例制定に向け識者らによる懇話会が創設され検討を重ねてきた経緯がありましたが、その懇話会委員7名のうち3名が犯罪被害者の当事者となっており、当事者の想いがより条例に生かされた形になりました。

〇大阪府犯罪被害者等支援条例

大阪府(知事部局・警察)では、早期援助団体及び関係 市町村などとともに、総合的な犯罪被害者等支援を一体 となって実施するため、「被害者支援調整会議」を設置す ることを条例の中に盛り込みました。"オール大阪"で支 援をすべく、事件が起こると、被害者の同意を得られれば 大阪府被害者支援調整会議が開催されるようになりまし た。同会議には大阪府、大阪府警、被害者等の在住市町 村及び犯罪被害者等早期援助団体とその他の支援機関等 が参画し、多機関連携によるワンストップの対応を目指す のです。犯罪被害者等早期援助団体である認定 NPO 法 人大阪被害者支援アドボカシーセンターが、支援計画作 成責任者として被害者支援調整会議の設置・運営・コーデ ィネート業務を委託されています。運用がはじまり、実際 に殺人未遂、強制性交等、傷害、強盗傷人等の事案が次々 と入っているようです。大阪府被害者支援調整会議の意 義としては、事件直後の早期支援が可能になること、ワン ストップの対応が可能になること、各支援機関が持つ独 自のネットワークが緊密かつ有機的につながるようになり、 なによりも、ネットワークの有効活用(三人寄れば文殊の 知恵!)が図れることにあるとのことです。

〇明石市犯罪被害者等の支援に関する条例

明石市では、平成23年に条例施行をした当時から、経 済的支援として遺族支援金30万円・重傷病支援金10万 円に加え、貸付金上限50万円の制度等を設けてきまし た。平成26年条例改正では、立替支援金を上限300万 円とし、法律相談・心理相談の補助(5000×2回)や、介 護支援者派遣、一時保育費用補助等の支援の充実も図っ てきています。平成30年4月には、犯罪被害者等である 当事者の声を受けて、新たな支援策として、再提訴等支援 (再提訴等に係る印紙・郵券代を補助)、真相究明支援(情 報提供チラシ作成費を補助)、平成31年4月から教育関 係費支援(学齢期の就学中の子どもの教育関係費用を補 助)、就労準備金支援(就労するために必要な資格等の取 得費用を補助) なども組み入れられました。最新の改定案 (4月施行予定)によると、改正案のポイントの一つとして、 心神喪失などを理由に加害者が刑事責任を問われなった 場合、被害者遺族に支払う特例給付金を設けるなど、"市 民に身近な行政としてできる支援"をと、多岐にわたる施 策を市長自らが関与し、打ち出しています。犯罪被害者支 援において、全国で最も注目に値する地方公共団体といえ

2) 犯罪被害者等支援条例とは、犯罪被害者やその家族、 遺族(犯罪被害者等)の支援に関する地方公共団体の基本 理念、責務、施策等を規定した条例を指します。安全安心 まちづくり条例等の一部に規定されているのではなく、犯 罪被害者等の支援に特化した条例を指します。日常生活、医療や福祉、刑事手続(捜査、裁判等)、雇用、住居、経済的支援(見舞金、貸付金等)、民間団体への財政的援助、人材の育成等、条例で定めることができます。条例では、独自の具体的な施策を規定することが出来ます。一方、これが制度・サービスの地域格差を生み出してしまう視点も忘れてはなりません。条例が一度できるとそれで終わりではなく、適時、被害者の声を聴き、条例の改正等を行う中で、周囲の地方公共団体の多様な支援施策から学びつつ、新たな施策が盛り込まれていくよう地方公共団体それぞれが検討していく必要があります。その後押ししていくことも支援者の大切な仕事の一つになると思います。



小田 克朗さん

読売新聞東京本社社会部記者 2005年に読売新聞東京本社に入社し、犯罪被害者や司法関係者らにインタビューを重ねてきた。2018年に「被害者参加制度10年」、2019年に「犯罪被害者等基本法15年|の特集記事を担当した。

1)

〇明石市犯罪被害者等の支援に関する条例(14条)

犯罪で、家計の担い手を亡くしたり、心身に障害を負ったりした被害者や遺族が生活に困窮するケースを時折、見聞きします。経済的な支援の柱として国の犯罪被害者等給付金がありますが、「支給額が十分ではない」との声もあります。給付金のほかに、被害者は加害者から損害賠償金を得ることができますが、加害者に資力がなかったり、居場所が見つからなかったりして、賠償がなかなか果たされない実情があります。

明石市条例は14条で「立替支援金」の条項を設け、加害者に対する損害賠償請求権を譲り受ける代わりに上限300万円を被害者・遺族に立て替え払いする仕組みを整えました。諸外国には同様の制度があり、国による制度化が望まれるところですが、地方自治体として国に先駆けて制度を始めたことに大きな意義があります。 国や他の自治体による制度化を後押しする側面もあり、制度を継続することが重要だと思います。

〇大分県犯罪被害者等支援条例(8、9条)

犯罪被害者等基本法は、地方公共団体の責務を「地域の状況に応じた施策を策定し、実施する」と規定しますが、都道府県と市町村がそれぞれ、どんな役割を果たすべきか明示していません。 身近な市町村に相談でき、支援を受けられるのが望ましい形だと考えますが、財政面・人材面の基盤が脆弱な市町村による支援体制を整えるには、都道府県の後押しやサポートが欠かせません。

その点、大分県条例は8条で「市町村による支援の実施」と「県の市町村への協力」の二つを明示し、9条で市町村等との連携をうたっています。条文を具現化するため、市町村による被害者への見舞金支給制度を補助する事業を設け、実際に、県内全18市町村に同水準の見舞金制度が設けられています。全市町村で被害者支援条例も制定され、大分県条例は、県と市町村が共同で被害者を支えるスタイルの根幹になっていると考えます。被害者支援における都道府県の役割をはっきり示している点で推薦したい条文です。

〇神奈川県犯罪被害者等支援条例(22条)

2019年は、5月に川崎市で私立カリタス小学校の児童ら20人が殺傷される事件が起き、7月には京都市の京都アニメーション第1スタジオの放火殺人事件で69人の死傷者が出るなど、甚大な被害を伴う事件が相次ぎました。京都アニメーション放火殺人事件では、負傷者や遺族の居住自治体が全国各地にあり、自治体条例に基づく支援の違いも浮き彫りになりました。

神奈川県条例は22条で、死傷者が多数に上る等の重大事件での緊急支援を明記しています。これにより、通常は県民を対象にしている法律相談や病院への付き添いなどの支援を、被害者の居住自治体に関係なく実施できるようになっています。条文化することで重大事件の発生直後から万全の支援を行う体制が整えられる点で高く評価できます。重大事件は地域にかかわらず発生するおそれがあり、同様の条文が少なくとも都道府県単位で設けられることを願います。

2) 被害者支援条例が各自治体で制定されている原動力は、被害者やご遺族から自治体に届く声だと感じています。被害者自らの働きかけが条例化につながっている点で望ましい動きだと思います。その一方で、被害者の声が上がらない自治体では条例化の動きが鈍い現実もあります。自治体間の支援格差を公にし、多くの人に認識してもらうことが条例の制定や改正をさらに進める契機になるはずです。報道機関としても、引き続き、注目していきたいテーマだと考えています。



川本 哲郎さん

京都犯罪被害者支援センター副理事長、 同志社大学法学部教授 大阪府や高知 県などで犯罪被害者支援の特化条例づ くり目指す有識者委員会の委員長等を 務めた。専門は刑事法(刑法、犯罪学、 刑事政策、被害者学)

1) 〇神戸市犯罪被害者等支援条例

神戸市条例4条(3)は「犯罪被害者等のうち犯罪等の被害によりその心身に悪影響を受けるおそれがある子どもに対し、学習の支援その他の必要な支援を行うこと」と規定する。被害者支援の今後の大きな課題として、中長期的支援が取り上げられているが、その中でも、子どもに対する支援が重要であるのは言うまでもない。この条文は、2013年に制定された条例の改正時に付加されたものであり、近時の動向を逸早く取り入れたところが注目に値するし、具体的な内容として、「学習の支援その他の必要な支援」が挙げられているのも評価されるべきであろう。

〇三重県犯罪被害者等支援条例

三重県条例は23条で「県は、学校の設置者等と連携し、学校において児童、生徒等に対して犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるとともに、二次被害を防止するための教育その他の必要な施策を講ずるものとする。」としている。子どもの支援について、学校の果たす役割がきわめて大きいことは、以前から指摘されてきたことであるが、学校教育は地方自治体の教育委員会の所管であるところから、各教育機関の積極的な協力を得るのに時間がかかっているのが現状である。

そこで、条例に、このような規定を置くことによって、教 員の意識を高めるための研修等が行われることが期待さ れる。

2) 被害者支援の今後の課題として、切れ目のない木目細かな中長期的支援が挙げられるが、そのためには、社会全体で被害者を支える必要があり、その前提として、犯罪被害者を温かく支える地域社会の存在が要請される。そして、その中心的な役割を果たすのは、地方自治体であり、とりわけ市町村の支援が重要である。そこで、都道府県において、被害者支援に特化した条例を制定し、さらに、すべての市町村が条例を制定することによって、「いつでも、どこでも、誰でも」同様の支援を受けられる体制が整備されることになるのであるから、近時の条例制定の動きは、今後の犯罪被害者支援活動の向上のために、歓迎されるところである。とはいえ、現在、条例が制定されて

いるのは、全国の市町村の4分の1だけであるから、今後より一層の進展が図られるべきであろう。



鴻巣たか子さん

交通事故遺族、犯罪被害者団体ネットワーク ハートバンド運営委員、社会福祉士。被害者が創る条例研究会世話人として「すべてのまちに被害者条例を」の冊子を発行し、全国で講演活動するなど、特化条例の制定を訴え続けている。

1)

〇三重県犯罪被害者等支援条例

特色としては、被害者の意向を取り入れている。都道府 県条例では初めて見舞金制度を定め、額も最高となって いる。総合的に見て、現在施行されている条例の中で、イ チ押しの条例と言える。

具体的には、第2条で再被害、二次被害を定義し、基本理念(3条2項)においても二次被害に配慮して犯罪被害者支援が推進されなければならない、としている。加えて、【県民の責務】や【事業者の責務】、【総合的な支援体制の整備】他、随所に二次被害の防止が記載されている。

基本理念(3条3項)では「犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じた必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。」としている。犯罪被害者等基本法の(基本理念)には「犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を…」とあるが、犯罪被害者の間では、「再び平穏な生活を営むことは不可能なので、この表現は相応しく無い、変更して欲しい」との意見が多く出ている。三重県の条文はこの箇所を分かり易く言い換えている。

第17条は県に対し犯罪被害者が心身に受けた影響から回復できるようにするため、適切な保健医療サービス、福祉サービスが提供されるよう、必要な施策を求めている。犯罪被害者は住んでいる市町村では適切な医療機関が見つからない場合もあるため、都道府県域において医療機関の受診を可能にする必要がある。今後、具体的な保健医療の受診システムを構築して欲しい。(※鴻巣さんはこのほか、再被害・二次被害の防止など「安全の確保」(第19条)、県営住宅の優先入居など「居住の安定」(第20条)、「学校における教育の促進」(第23条)も指摘されていますが、紙数の関係で省略しました)

〇神戸市犯罪被害者支援条例

神戸市の条例が制定されて7年になるが、実情に合わせて改定を行っているところが素晴らしい。また、被害者の声を反映した(と考えられる)条文があり、神戸ならではの特色ある条例となっている。特に要綱で他の自治体では例を見ない、様々な助成プログラムを提供している。とりわけ見舞金ではなく、支援金としているところが素晴らしいし、金額も他の自治体を凌ぐ額となっている。〈なぜ見舞金でなくて支援金なのか〉については、経済的支援を受けるのは被害者の権利と捉えれば、「支援金」とするべきである。見舞金だと、支給の有無は自治体の自由、ということになってしまう。

各種の助成(家事援助費、一時保育費、教育関係費、緊急転居費及び転居後の家賃、就労準備金、配食サービス費、住居復旧及び防犯対策費、裁判手続に係る交通費)や奨学金の返還補助など、広範囲に提供している。ただ、残念なのは、大半が費用の半額助成で、突然被害に遭った場合、被害者にとって半額を自費で出すのは、かなり大きな負担となる。助成金の申請を躊躇する一因になるのでは、と危惧される。一度に申請出来る助成の数を制限するなどして、横浜市のように、9割を補助する、あるいは明石市のように負担額を明示するなど、被害者の負担額を軽減

し、使い勝手の良い支援にして欲しい。

〇明石市犯罪被害者等の支援に関する条例

(※具体的な理由等の説明文は、他の方の推奨があることと、紙数の関係から割愛しました)

〇横浜市犯罪被害者等支援条例

横浜市の条例はオーソドックスだが、犯罪被害者相談室の開設(平成24年)以来、着実に支援を行ってきた実績に基づいて条例を作成しているため、良く練られた条文になっていて、使い勝手が良さそうに見える。第10条(市内に住所を有しない犯罪等による被害者への支援)では、市内に住所を有しない者が市内で発生した犯罪等により害を被った場合には、被害者が住所を有する地方公共団体と連携し、及び協力して支援を行う、としている。横浜市は通勤、通学その他で東京との往来が非常に多く、オリ・パラの開催も相まって国内外から多くの旅行者も訪れ、市内に住所を有しない被害者の数が今後更に増える可能性がある。こうした被害者に対する対応をあらかじめ準備しておくことは重要で、今後他の地域でも取り組む必要があると考えられる。

横浜市は日本で最大の人口を有する政令市であり、条例に基づいた、きめ細やかな支援を実施するのは至難の業であるが、それを可能にしているのは、福祉・保健分野の専門職二人の配置にある、と考えられる。二人の相談

員は社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理士などの資格を有し、相談業務に精通していることから、被害者に寄り添い、ニーズを的確に把握し、様々な機関や組織と連携して、細やかな支援を可能にしている。

2) 昨今、各地で特化条例が制定・施行されているが、想像以上に素晴らしい条例が出現しており、大変嬉しい思いで拝見している。また、それぞれの条例は、競って特色を出そうとしているため、相互の連携が難しくなりそうではあるが、条例全体の基準が上がるのであれば、望ましいことであり、やがて、相互の連携や、協働し易い条例へと収斂されていくと考えている。

ただ、条例の制定・施行はあくまで犯罪被害者支援における最初の一歩であって、条例に基づいて、充実した支援を実行できていくことが、条例の真価を証明することにもなる。したがって、今回挙げたイチ押しの条例は、現在の条例・条文等に書かれている内容についてであって、個々の条例の真価は今後を待つことになる。 是非、その後の支援実績を公表して欲しい。

また、今後、条例に基づいた実効性のある支援を行っていく際、都道府県、政令市の総合対応窓口には、少なくともひとりは、福祉・保健分野の専門職で、かつ相談業務に精通した人材を(非常勤でも)配置頂きたい、と願っている。

【第2部】被害者支援センターの取り組み~アンケートから

全国の被害者支援センターに、犯罪被害者支援の特化条例制定に向けた活動や取り組み状況をアンケート形式で尋

ねた。その結果、34センタの第の事があり、その一、多見を引きがあり、またのでは、からのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのには、



特化条例の制定が求められた全国秋期研修会の 全体会(2019年10月20日)

る。(文中、各支援センター名は『』で示した)

Q1 貴センターは特化条例の制定にかかわりましたか?

回答のあった34センター中、22センターが「はい」。うち10センターは回答時点で地元都道府県に特化条例は未制定だった。

かかわり方としては、制定に向けた委員会や有識者懇談会などへの参画(15センター)が最も多く、首長や議長らトップへの要請活動(11センター)、シンポジウムやフォーラム等の開催(3センター)、マスコミ報道への働きかけやパブリックコメント参加、機関誌等での広報活動、担当部課への働きかけなどもあり、これらを組み合わせた複数回答も8センターを数えた。

具体例では「市町村との連絡調整を経て専務理事が首長を訪問し、特化条例制定を要請。条例の必要性をまとめた資料を提供した」(『埼玉』)、「地元警察署長と連携して首長に条例の必要性をアピール。制定のための会議や打ち合わせに積極参加。市町、警察署、支援センター三者の連携協定締結に前向きに取り組んだ」(『静岡』)、「弁護士会による県議会への条例制定請願に呼応して知事、県議会議長に条例制定の要望書を提出。県が設置した支援懇話会に委員委嘱を受け参画した」(『長崎』)など。また『紀の国』は、センター主催の講演&コンサートを聴講し、特化条例の制定を決断した上富田町長がトップダウンで取り組んだ際、資料提

供や支援内容の助言などを行い、同町と連携協定を結んだ。 引き続き、弁護士会主催のシンポジウムにパネリストとして 加わるとともに、同弁護士会、県当局と連携して条例制定を 目指し、条例案にはパブリックコメントで参画した、という。

未制定の都府県でも、『にいがた』はセンター主催のフォーラムに鴻巣たか子さんを招いて講演してもらい、これを受けて「県、新潟市、県議、新潟市議、県警、弁護士会に働きかけ、センター主催の勉強会を開催。センター理事長と県担当部長の要望面談時にネットワーク理事長とセンター理事長連名の知事あて要望書を提出。県議会議員に要請した。」などさまざまな工夫や地域事情に応じた取り組みがみられた。

Q2特化条例に貴センターの意見や考えは 反映されましたか?

「はい」が回答中、約半数の16センター。「財政上の措置、民間支援団体に対する援助、支援従事者に対する支援、支援従事者の育成等が条文に盛り込まれた」(『やまがた』)など、条例の中身にセンターの主張や意見が取り入れられたケースが多い。『大阪』は「府条例における被害者支援調整会議の設置と支援計画作成責任者業務の委託」を挙げた。被害者支援調整会議は大阪府が早期援助団体(センター)、関係市町村と一体となって支援にあたるために設ける(府条例第19条)。この会議を引っ張っていくコーディネーター役が支援計画作成責任者で、その業務をセンターが受託した。実際の支援にあたってはセンターが被害者との面談などで得たニーズに基づき支援計画を作成したうえ、支援調整会議を招集し、会議メンバーと連携して総合的、一体的な支援態勢を築く、という。支援の中核として責任ある役割を担うというセンターの決意が条例で裏打ちされたわけだ。

県条例制定へ大詰め段階の『こうち』は、県に専用の相談窓口の設置と職員配置の明文化など、抽象的な文言でなく内実が伴った条文を目指し、強く働きかけている。一方、『佐賀』は「犯罪被害者支援は防犯あんしん条例の一条項にあるので(特化条例は)必要がない、との当初の県答弁を覆すことができた」という。既存の「安心安全まちづくり条例」などに犯罪被害者支援条項があると、特化条例への動きが鈍いともいわれるだけに、参考になる事例だ。

Q3 その特化条例で、貴センターが特に評価したり、 全国のモデルになると考えたりしている点が ありますか?

7センターから具体的な内容が示された。「北・ほっかいどう」は道条例の二次被害防止などを盛り込んだ基本理念や道民、事業者、民間支援団体の責務についての条項とともに、条例を受け「北海道犯罪被害を考える日(11月25日)」が制定されたことを挙げる。「あおもり」は県条例に盛り込まれた損害賠償の請求や刑事手続きに関する情報の提供等(第11、17条)、意見の反映(第23条)などを挙げ「既設県を参考にしてバランスのとれた条例になった」という。「やまがた」は支援従事者の受傷防止の施策をうたった(県条例第14条)点を評価。『みやぎ』は県条例に県による民間団体への支援策として「活動場所の提供」が明文化された(第14条)のを根拠に、センターが県施設に入居でき、相談者からの信頼を高め、センターの経済的負担の軽減につながっていることを評価する。

『神奈川』は県、県警、支援センターが同一の事務所で執 務し、連携の成果を上げているのは県条例の総合的支援体 制の整備(第10条)に基づくとし、支援の経費を具体的に 予算化している点も被害者負担軽減につながるとして挙げ る。『ひょうご』は県内の明石市条例の訴訟手続き費用補助 (第13条)、損害賠償請求権の立替支援金支給や同権譲渡 (第14条)=特集1の大岡由佳さん、小田克朗さん参照=と、 神戸市条例の住居の支援(第4条1項2) や子どもへの支援 (同1項3)=特集1の川本哲郎さん、鴻巣たか子さん参照= を、『大阪』は前問で答えた府条例の「被害者支援調整会議」 設置条項とそれに基づく支援計画作成責任者業務 = 特集1 の大岡由佳さん参照 = を全国モデルと評価する。『紀の国』 は県条例第10条の「弁護士の助言を受ける機会を確保し、 犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等1に基づ き弁護士相談2回まで県費負担される仕組みができ、第12 条で生活資金の貸付けが上限100万円まで県費負担で実現 したことを挙げている。

一方、『長崎』は総合的支援体制の整備をうたう県条例第9条で、死傷者多数事案や重大事案に県、市町、民間支援団体等の機関の連携と緊急支援の実施を規定している点と、第20条で学校教育に目を向け「犯罪被害者の状況、被害者支援の必要性、二次被害防止の必要性等についての理解を深めるための講師派遣等」を盛り込んだことを評価する。『ぎふ』はセンターも参画して県条例(未制定)より一足先に制定された岐阜市条例の第6条に事業者の責務として「被害者等が民事、刑事等の手続きに適切に関与できるよう、就労、勤務、休暇等について十分に配慮するよう」と、「休暇」にまで踏み込んでいることを挙げている。

Q4 貴センターは条例制定に向け、活動を共にした 団体や機関、組織等がありますか?

19センターから具体的な団体や機関、組織が挙げられた。被害者当事者の方たち(自助グループを含む)との連携はもとより、警察や県市町村、議会のほか、弁護士会、産婦人科医会、大学教官や臨床心理士ら専門職、さらに報道機関などと多岐にわたる。活動内容もシンポジウムやフォーラム、委員会や懇談会、勉強会、街頭啓発や広報資料の制作など。センター主導による取り組みが少なくない。

Q5 貴センターは特化条例をめぐって今後どんな 取り組みが必要とお考えですか?

今後の取り組みでも、「広報啓発、研修を繰り返し実施すること」(『北海道』) など条例の周知徹底を図るための活動をはじめ、支援員や自治体職員への研修強化、既存条例の改善への取り組みなどが挙がった。このうち『おうみ』は「す

べての市町に条例が制定されているものの、見舞金条例を変更した程度で有名無実化している」として「更なる改変」を目指し、講演、研修会の開催や訪問活動時の働きかけなどに取り組む、という。『あおもり』は条例を受けて策定される県の行動計画への参画や、センターの役割や責任が一段と重くなるとしてマンパワーと財政力の強化を目指す。同様に支援の質の向上、中身の充実へ、支援員の確保や関係機関との連携強化なども相次いだ。『ひょうご』は自治体担当者と顔の見える関係になっておくなど、センターの意見が届くよう自治体職員との関係づくり、働きかけを挙げる。県条例未制定の『徳島』は、センターと弁護士会、県、県警の4者で作った「条例勉強会」を、知事の前向き答弁を受け「条例検討会(仮称)」に発展させ、来年度中の条例制定を目指すという。これらの回答からは条例制定を「ゴールではなく、ここか

これらの回答からは条例制定を「ゴールではなく、ここから」と、さらなる支援の充実に取り組もうとする各センターの意識や意欲、覚悟がうかがえる。

Q6 これから特化条例への取り組みを進めようと するセンターへの助言やアドバイスがあれば、 教えください

アドバイスで多かったのは、条例制定を働きかける場合、自治体の長や警察幹部ら、上層部、有力者らに直接アピールする「トップダウン」が効果的という指摘。働きかけに際しては「説明資料、要望書面等を準備して臨む必要がある」(『埼玉』)や「知事、議長への要望は、事前の事務レベルの打ち合わせによって進めるのがうまく運ぶ」(『長崎』)と具体的な助言も。また「被害当事者の声を届けていくことが大切」(『大阪』)「犯罪被害者等のおかれている現状について、自ら声を出していただける方に条例制定へ一緒に参加していただけると、事案ごとに明確化ができ、理解が図れる」(『こうち』)と被害当事者とのスクラムを重視する声も聞かれた。さらに「後発になるほど、他県の条例を比較しながら、より良いものにしていただきたい」(『佐賀』)との声も。

Q 7 特化条例を全国に広めるため、ネットワークへ の要望・意見をお書きください

ネットワークに対しては「警察庁を通じ、各県警本部への働きかけを」など、国(警察庁や内閣府)への要請活動を強く求める声が多い。具体的には「住んでいる地域により受けられる支援が異ならないよう」(『かがわ』)「これまで以上に説得力のある裏付け資料等によって意見・要望を出していただきたい」(『みやぎ』)との声や、国の第4次犯罪被害者等基本計画(令和3年度スタート)に特化条例制定を地方公共団体や警察庁の責務として盛り込む要望(『やまがた』『ぎふ』)も。「市町村担当者は予算面での負担を懸念しているので、国から県、県から市町村への補助金を付けるよう、国所管省庁に予算獲得を働きかけてもらいたい」(『千葉』)や「ネットワーク理事長とセンター理事長の連名の要望書にすることで全国規模で推進していることが伝わる」(『にいがた』)との意見もみられた。

このほか「各都道府県での成功事例(制定推進活動、条例内容等)を全支援センターで共有し、全国的に展開していく」(『大阪』)「全国の特化条例を集めた特化条例集等の配布を」(『福井』)、「ネットワーク主催の特化条例制定自治体による被害者支援サミットを」(『ぎふ』)など、特化条例の推進、普及、定着へ、ネットワークへの期待や注文が寄せられた。

お礼とお断り

各センターには、年末年始の多忙な時期にもかかわらず、貴重な事例やご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。 紙数の関係でお答え内容すべてを掲載することはかなわず、やむなく編集作業で省略や要約、部分掲載等の加工をしましたことをお断りします。

寄稿

被害者参加制度について

仙台地方検察庁 検事正 ● 森本 和明



「被害者支援ニュース」に寄稿させていただくことに、 深く感謝申し上げます。

被害者は、事件の当事者

私は、20年余り前になりますが、法務省刑事局勤務時代、刑事訴訟法等の改正による証人尋問へのビデオリンク方式、遮へい措置及び付添い制度の導入や、被害者等の意見陳述制度の創設等の被害者保護立法の立案を担当しました。そのとき、私が基本としたことは、「被害者は、事件の当事者である。」という捉え方でした。

私は、それまで、検事として捜査に携わり、殺害され た被害者の御遺体と対面し、御遺族にお会いし、性犯 罪を含む多様な事件の被害者から話を聴く機会が数多 くありました。当然のことながら、どの事件でも、被害 者は、事件の当事者です。被害者やその家族は、犯罪 によって身体的苦痛、精神的苦痛、財産的損害を被り、 平穏な生活を害され、日々、恐怖、悲しみ、悔しさ、無念さ、 腹立たしさを感じ、つらい、苦しい、不安等の思いにさ いなまれ、悩みを抱え続けます。被害者やその家族で あるのに、自分を責めることもあります。一方、被害者 等は、犯人が、何を考え、なぜ自分や家族を狙い、何を したかなど、事件について知りたいと思い、被害の実態 と被害者としての心情が十分に斟酌されて厳正な刑罰 が実現されるよう重大な関心を持ちます。自分が被害 を受けた事件の裁判を自発的に傍聴なさり、検察庁に 御礼に来てくださった被害者もおりました。私は、被害 者保護立法に当たり、刑事裁判の中で、「被害者は、事 件の当事者である」ことを尊重し、「被害者等の心情に 配慮する | 措置や「被害者等の重大な関心に応える | 措 置を採ることが求められていると感じました。それらが 不十分であれば、被害者等は、事件の当事者であるのに、 その事件を裁く刑事裁判との関係で疎外感を抱きかね ないと思ったのです。

被害者参加制度

犯罪被害者等基本法の制定、犯罪被害者等基本計画の策定等を経て、平成20年12月、被害者参加制度が導入されました。一定の犯罪の被害者や家族は、裁判所の許可を得て刑事裁判に参加し、公判期日に法廷内の当事者席に着座し、被害に遭った事件が法廷で審理され、動機、犯罪事実等に関する証拠が示され、事実認定がなされるとともに被告人に科される刑罰が宣告される刑事裁判を、事件の当事者として見聞きできるようになったのです。被害者参加人は、検察官の権限行使に意見を述べるほか、情状に関する証人尋問や被告人質問、弁論としての意見陳述をすることが認められ、遮

へいや付添いによる配慮を受けることもできます。被害 者等が事件の当事者として刑事裁判に参加することが 制度化された意義は、とても大きいと感じています。

被害者参加は、裁判官も、被告人の弁護人も、そして、裁判員裁判では裁判員も、事件の当事者は被告人だけではなく、現に被害に遭った被害者がいることをしっかりと意識して刑事裁判に臨むことにつながるという意義もあります。

もちろん、検察官も、同じです。私は、検事として、数 多くの被害者や御遺族に接する中で学んだことですが、 検察官は、公益の代表者として、証拠を通して、犯人の 動機、犯意、犯罪行為など、事案全体の事実関係を理 解しており、被害の実態やその被害に遭った被害者の 気持ちがよく分かり、しっかりと受け止めてこそ、被害 者や家族から信頼を寄せていただくことができると思っ ています。被害者参加により、検察官は、被害者や家族 に身近に接しながら、法廷で訴訟活動をすることになる のですから、一層、被害の実態を理解し、被害者等の気 持ちを受け止めていること及び検察官の主張・立証方針 を説明した上で、公判に臨むことが重要です。また、被 害者等から委託を受けた弁護士との間でも、説明や証 拠の開示等を通じ、検察官が証拠に基づいて理解して いる被害の実態や被害者等の気持ちと検察官の主張・ 立証の方針を伝えて理解を得る努力をすることも大事

検察官の努力に期待しつつ、被害者参加制度への信頼が高まり、被害者や家族にとって、被害者参加制度が利用しやすく、意義のあるものになるよう願っています。

被害者等支援への敬意

結びに、被害者や家族は、被害に遭った時から再び平穏な生活に戻ることができるまで、その心情等への十分な配慮を受け、関心等に応える支援を必要としておられますが、そのことに深い理解をお持ちになり、高い意識を持って、被害者やその家族に親身に寄り添い、その支援に熱心に取り組んでおられる全国の全ての皆様に、心から敬意を表します。皆様が取り組んでおられる支援活動が、被害者や家族の心の傷を癒やすとともに、地域社会において被害者等への支援の重要性の理解と「犯罪被害者を支える社会」の実現につながることを、切望しております。

(筆者略歴) ●平成元年4月検事任官。東京、大阪等の各地 検、法務省刑事局、東京地検総務部長(被害者支援室所管)、 名古屋地検次席検事、奈良地検検事正、福岡高検次席検事 などを経て、平成31年3月から仙台地検検事正。

都道府県市区町村における犯罪被害者等支援に特化した条例制定状況

ネットワーク では2020年1月末時点で、 全国の被害者支援センター(加盟団体)に協力いただき、各都道府県市区町村における犯罪被害者等の支援に特化した条例の制定状況を調査しました。

犯罪被害者等支援条例制定県(19都道府県)

北海道、青森県、宮城県、秋田県、山形県、埼玉県、神奈川県、富山県、静岡県、三重県、滋賀県、大阪府、奈良県、和歌山県、岡山県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県

犯罪被害者等支援条例制定政令市(6政令市)

横浜市、名古屋市、京都市、堺市、神戸市、岡山市

市区町村犯罪被害者等支援条例制定数 ※政令市除く / 県名の○は県条例があること示す / カッコ内%は制定割合							
○北海道	9 (5%)	東京都	4 (6%)	○滋賀県	17 (89%)	香川県	0 (0%)
○青森県	0 (0%)	○神奈川県	1 (3%)	京都府	25 (100%)	愛媛県	0 (0%)
岩手県	0 (0%)	新潟県	0 (0%)	〇大阪府	1 (2%)	高知県	0 (0%)
○宮城県	0 (0%)	○富山県	0 (0%)	兵庫県	30 (75%)	○福岡県	3 (5%)
○秋田県	25 (100%)	石川県	3 (16%)	○奈良県	21 (54%)	○佐賀県	20 (100%)
〇山形県	0 (0%)	福井県	1 (6%)	○和歌山県	1 (3%)	○長崎県	4 (19%)
福島県	0 (0%)	山梨県	1 (4%)	鳥取県	0 (0%)	熊本県	1 (2%)
茨城県	3 (7%)	長野県	0 (0%)	島根県	0 (0%)	〇大分県	18 (100%)
栃木県	0 (0%)	岐阜県	40 (95%)	〇岡山県	26 (100%)	宮崎県	0 (0%)
群馬県	0 (0%)	○静岡県	3 (9%)	広島県	8 (36%)	鹿児島県	0 (0%)
○埼玉県	10 (16%)	愛知県	0 (0%)	山口県	6 (32%)	沖縄県	0 (0%)
千葉県	4 (8%)	〇三重県	1 (3%)	徳島県	0 (0%)		

^{※2020/01}月末時点 全国被害者支援ネットワーク調べ(見舞金条例は含まれていません)

お知らせ ●犯罪被害者支援広報素材のご紹介

全国被害者支援ネットワークでは、公益財団法人日本財団に助成をいただき犯罪被害者支援にかかわる広報素材を作成しています。素材をご希望の場合はネットワーク事務局までお問い合わせください。

■広報用動画「春が、来た」



性犯罪被害者が、家族や周囲の支え、被害者支援センターの支援を受けて、一歩を踏み出す様子を描く。

15分版と5分ダイジェスト版を作成。データの貸出しを行なっています。

■広報用動画「ロスタイムの絆」





プロサッカー選手の弟を交通事件で亡くした兄が、事件をきっかけに自 分の夢を再び目指す過程をご遺族の様子とともに描く。

8分版と5分ダイジェスト版を作成。データの貸出しを行なっています。

動画は ネットワークYouTube公式チャンネル で 閲覧できます。QRコードでアクセスしてください。





次回発行予定日 2020 年 7月 ● 特 集 ●

犯罪被害者支援を考える・学ぶ講座 /東京都犯罪被害者等支援条例 ■今号の特集記事については識者の皆さま、被害者支援センターの皆さまにご協力いただきました。また、森本検事正にもご多忙のなか、ご寄稿いただきました。この場を借りて感謝申し上げます。この特集記事をお役立ていただき一日も早く、犯罪被害者の方に特化した条例が全国で制定される一助となればと思います。居住地に左右されずに被害者の方、ご遺族、ご家族が等しく望む支援を受けられる環境が整うことを願います。(H.T)

発行責任:公益社団法人 全国被害者支援ネットワーク